

令和6年 第12回八幡浜市農業委員会総会議事録

1. 日 時 令和6年11月27日(水) 13時30分
2. 場 所 八幡浜庁舎 5階 大会議室
3. 出席委員

○農業委員

番号	氏 名	番号	氏 名	番号	氏 名
1	濱田 善純	2	西川 一吉	3	菊池 眞策
4	樋田 都	5	木口 金富	6	西川 正則
7	西川 友浩	8	菊池 繁生	9	二宮 佳郁
10	古能 聖人	11	玉木 勝広	12	坂野 清史
13	比企 義一	14	二宮 隆徳	15	山内 裕司
16	大和 眞二	17	河野 和弘	18	菊池 健三
19	柴田 紳一郎				

○出席職員

事務局次長 松浦 秀紀
事務局 福泉 智久、木村 有美

4. 議事日程

第1 会長挨拶

第2 議事録署名人選出

第3 付議案件について

議案第47号 農地法第3条の規定による許可申請について 1件

議案第48号 農業振興地域整備計画に係る変更申請に対する意見について 1件

議案第49号 耕作放棄地の非農地判断について 1件

議案第50号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について
(所有権移転) 5件

議案第51号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について

(利用権設定) 2 件
報告第 12 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による届出等について 2 件

第 4 協議・連絡事項
・第 1 回農業委員会総会について

5. 会議の概要

事務局次長 ただいまから、令和 6 年第 12 回八幡浜市農業委員会総会を開会いたします。本日の出席委員は、19 名中、19 名で総会成立の定足数に達しております。

それでは、菊池会長から招集のご挨拶を申し上げます。

(菊池会長挨拶)

議長 それでは議事に入る前に、議事録署名人の選出を行いたいと思います。こちらで指名してよろしいでしょうか。

(異議なし)

議長 それでは議事録署名人に「3 番、菊池 眞策委員」、「4 番、樋田 都委員」を指名します。

議長 それでは付議案件に入ります。
議案第 47 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を上程いたします。

番号 29 について事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、議案第 47 号、番号 29 について説明します。
農地の所在、「〇〇〇〇」、地目、現況、「樹園地」、面積「3,455 m²」、
外 2 筆、計「9,138 m²」、3 条無償移転です。

譲渡人、「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」

譲受人、「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」

申請事由としては、譲渡人は農業後継者に農地を譲り渡したい、譲受人は農地を譲り受けて後継者として農業に精進していきたい、であります。

本議案につきましては、申請書等に記載された内容が農地法第 3 条

第2項各号の不許可要件に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

説明は以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

5 番 番号 29 について説明いたします。譲渡人は「〇〇〇〇」さん〇〇歳、譲受人は息子の「〇〇〇〇」さん〇〇歳です。お二人とも地元だけでなく、農協や共選の役員もやられて、地域のリーダーとして頑張っておられます。8月の総会で使用貸借の再設定の申請がありましたけれど、今回は所有権移転ということで、経営主である「〇〇〇〇」さんに少しずつ変えていこうということで、親からの移転であり何ら問題ないと思いますので、よろしくをお願いします。

議 長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することといたします

議 長 議案第 48 号「農業振興地域整備計画に係る変更申請に対する意見について」を上程いたします。

番号 1 について事務局の説明を求めます。

事 務 局 それでは、議案第 48 号、番号 1 について説明いたします。
今回、当委員会に意見を求められている整備計画の変更は、土地の用途区分の変更であります。

申請者、「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」

農地の所在、「〇〇〇〇」、地目、「畑」、面積「511 m²の内 35 m²」

農用地区域の除外申し出に至る理由は、現在所有する農業用倉庫が手狭で建て替えを計画しておりますが、既存の倉庫部分のみの敷地では面積が不足するため、隣接する申出地の一部を利用して、農業用倉

庫を建築するものです。自宅に隣接していること、また、道路に接し、車などの出入りが容易で急傾斜地でない場所を選定した結果、申請地を選びました。申請地は周囲に所有地もあり、作業効率の増加を見込むことができ、周辺農地に対し農業上の支障が出る恐れもないことから計画変更を申請するものです。参考資料の1ページから2ページに変更の位置図、7、8、9ページの写真をご覧ください。申出地は、〇〇〇小学校から北西に約1.4キロに位置しております。3ページに、周辺の状況図として地番、4ページに利用計画図、5ページに立面図、6ページに地積測量等を掲載しておりますので、ご確認いただけたらと思います。なお、変更については、200㎡以下の軽微な変更として扱われるため、農地転用までは行わないものとなります。実際には倉庫のはみ出している部分のみの地中部分だけのため、下部については、畑として利用は可能と思います。以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

13番 番号1について説明いたします。これ最後に写真が出ていますが、写真にあるコンクリの方はウレタン倉庫になっていまして、今度建て替えるのはトタンの、僕が物心ついた頃から建っているかなり古い倉庫で、こちらの方に温州みかんの方が入るようになっております。今までだったら入っていたんですが、親戚の山をあたるようになりまして、ここがマドンナと温州ミカン、早生がかなりありますんで、入り切らないということで、建て替えるを計画されたようです。昔の倉庫なので、柱も多く、フォークリフトで運搬するのに柱がかなり邪魔になるようでした。一昨日行ったんですが、古い倉庫なので、電気も1個、2個しかついてないので、かなり暗くて早く建て替えたいということでした。また、この下の土地も、もともと伊予柑植わってたんですが、倉庫もその頃から考えようということで、倉庫の横なので買い取りまして、計画して設計するとちょっとはみ出すということで今回の事案となりました。「〇〇〇〇」君、〇〇歳になるんですが、お父さんもお母さんも元気で、みかん獲りもお父さんの兄弟とかが手伝いに来てくれており、大丈夫です。倉庫に関しても、柱が出るだけなので問題ないと思います。よろしく願いいたします。

議 長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委員 (意見、質問等なし)

議長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委員 (異議なく承認)

議長 それでは承認することといたします

議長 続きまして、議案第 49 号「耕作放棄地の非農地判断について」を上程します。

番号 1 について事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、議案第 49 号について説明いたします。議案書をご覧ください。

八幡浜市農業委員会では、4 月 10 日から 5 月 28 日にかけて実施した農地パトロールにおいて、重点的に山林原野化した農地の現地調査を行い、その後、今年 9 月 5 日から 9 月 30 日にかけて、非農地判断候補地、91 筆、約 10ha、所有者 50 名に対して判断実施前の農地利用意向調査を実施しました。調査結果を整理したものが資料 1 ページから 2 ページ、農地・非農地の判断対象地リストのとおりとなっております。南予用水受益地、中山間該当地、農地利用意向のある土地等は判断未了非農地としておりますが、今回は対象としておりません。非農地判断を保留し、今回の議案からは除いております。

それでは議案の中身についてご説明いたします。農地パトロールにおいて、再生利用が困難と判断された農地、すなわち山林原野化した農地については、荒廃農地の調査上は B 分類として区分され、農地法の運用通知により、農地法第 2 条第 1 項に規定する農地に該当するか否かの判断を行う必要があります。今回、非農地に該当するか否かを審議していただきたい土地は 9 筆、14,032 m²、所有者 8 名であります。議案書は、土地の所有者ごとに整理しております。非農地判断のための現地調査は、原則、農業委員、推進委員の 3 名以上で行うこととされているため、現地調査した調査年月日と調査者を記載しております。本総会において、非農地と判断された農地については、農地台帳から除外の上、所有者に非農地通知を送付する予定です。ご審議のほどよろしく願いいたします。

以上となります。

実際に農地パトロール行った時には山林原野化したところ沢山あつ

たんですが、いろんな制約の関係で、農地のままで置いとかないけん
みたいなところがありまして、今回ピックアップしたところは9筆と
少ないんですが、議案としてあげたのは9筆で所有者8名の部分で
あります。以上となります。

議 長 　　ただいま事務局より説明がございましたが、ご意見、ご質問ござい
ませんか。

3 番 　　これ8名は回答があったんですか。

事 務 局 　　回答があったところです。

3 番 　　リストの中には、未回答、そこは書いてない。

事 務 局 　　書いてない。

事 務 局 　　本来、非農地にするために、本人の意向というのは必要ないという
ことに法律上はなっておるんですが、本人さんの意向がないものを法
律上そうなっておってもちょっとなかなか制約等の関係とトラブル
防止もありまして、極力少ない筆となっております。ご理解いただい
たらと思います。以上です。

議 長 　　ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 　　(意見、質問等なし)

議 長 　　ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 　　(異議なく承認)

議 長 　　それでは承認することといたします

議 長 　　続きまして、議案第50号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用
地利用集積計画の承認について」、「所有権移転」を上程いたします。
番号85について事務局の説明を求めます。

事 務 局 　　それでは、議案第50号について説明します。

番号 85、農地の所在、「〇〇〇〇」、地目、現況、「樹園地」、面積、「66 m²」。

所有権を移転する者「〇〇〇〇」。

所有権の移転を受ける者「〇〇〇〇」、売買価格「〇〇〇〇」。

以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

2 番 番号 85 について説明します。移転する「〇〇〇〇」さん、親が亡くなりまして農業は縮小傾向にあります。「〇〇〇〇」さん、これ自宅の横の斜園畑なんです。今回こういう議案が出たので、買おうかということになりました。

何ら問題ないと思いますので、よろしくお願いします。

議 長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することといたします。

議 長 続きまして、番号 86 について事務局の説明を求めます。

事 務 局 番号 86 について説明します。農地の所在、「〇〇〇〇」、地目、現況、「樹園地」、面積、「1,006 m²」、他 1 筆、計「1,076 m²」。

所有権を移転する者「〇〇〇〇」。

所有権の移転を受ける者「〇〇〇〇」、売買価格「〇〇〇〇」。

以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

4 番 それでは番号 86 番、所有権移転売買を説明させていただきます。売り手、「〇〇〇〇」さん、〇〇歳。買い手、「〇〇〇〇」さん、〇

〇歳でありまして、この2人の農地は、隣接している農地でありました。「〇〇〇〇」さんは退職後〇〇歳でありますので、奥様と2人で、今、6,042㎡を作っておられるそうです。そして売り手の「〇〇〇〇」さん、高齢になりましたので、手放したいということを前からお2人の中で話ができているようでして、今後、「〇〇〇〇」さんが、「〇〇〇〇」さんの土地をご夫妻で作られるということです。売買価格「〇〇〇〇」ということで成立しておりますので、よろしく願いいたします。

議 長 　　ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 　　(意見、質問等なし)

議 長 　　ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 　　(異議なく承認)

議 長 　　それでは承認することといたします。

議 長 　　続きまして、番号87について事務局の説明を求めます。

事 務 局 　　番号87について説明します。農地の所在、「〇〇〇〇」、地目、現況、「樹園地」、面積、「15㎡」、他1筆、計「34㎡」。
所有権を移転する者「〇〇〇〇」。
所有権の移転を受ける者「〇〇〇〇」、売買価格「〇〇〇〇」。
以上です。

議 長 　　地元委員の説明を求めます。

1 2 番 　　番号87について説明します。この土地は、3年程前に行われた国土調査で、現在耕作されている「〇〇〇〇」さんの園地の中に、「〇〇〇〇」さんの土地が混ざっていることがわかりました。売り手の「〇〇〇〇」さんは娘さんで、会議には、こちらにお住いのお母さんが出席されていたのですが、お母さんのお話では、全体の時に話し合いで、「〇〇〇〇」さんに耕作していただくようにしていた、ということでした。双方の話し合いで今回の運びとなりました。問題ないと思いま

す。よろしくお願ひします。

議 長 　　ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませぬか。

委 員 　　(意見、質問等なし)

議 長 　　ないようですので承認することにご異議ございませぬか。

委 員 　　(異議なく承認)

議 長 　　それでは承認することといたします。

議 長 　　続きまして、番号 88 について事務局の説明を求めます。

事 務 局 　　番号 88 について説明します。農地の所在、「〇〇〇〇」、地目、現況、「樹園地」、面積、「225 m²」、他 1 筆、計「259 m²」。
所有権を移転する者「〇〇〇〇」。
所有権の移転を受ける者「〇〇〇〇」、売買価格「〇〇〇〇」。
以上です。

議 長 　　地元委員の説明を求めます。

17 番 　　番号 88 について説明します。「〇〇〇〇」さん〇〇歳、僕と同級です。「〇〇〇〇」君、〇〇歳位だと思ひます。この前、年齢聞くの忘れましました。この話の発端は、2 行目の「〇〇〇〇」という畑がありますが、これは僅か「34 m²」で、清見が 3 本なんです、この 3 本のためにわざわざ鉄柵を空けてここへ入らないといけぬので、どうしようかということで、「〇〇〇〇」さんが、「〇〇〇〇」さんに作って下さいということでお願いしたのが始まりだそうです。上の段の〇〇〇〇は、西側のちょっと下がったところにあるんですけど、これも作って下さいということでお願いしたそうです。この辺り一帯「〇〇〇〇」さんの土地が多くて、園内道も入っており、「〇〇〇〇」さんをお願いしようということになったそうです。何ら問題ないと思ひます。よろしくお願ひします。

議 長 　　ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ござ

いませんか。

委員 (意見、質問等なし)

議長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委員 (異議なく承認)

議長 それでは承認することといたします。

(19番 柴田 紳一郎委員 退席)

議長 続きまして、番号89について事務局の説明を求めます。

事務局 番号89について説明します。農地の所在、「〇〇〇〇」、地目、現況、「樹園地」、面積、「958 m²」、他1筆、計「2,191 m²」。
所有権を移転する者「〇〇〇〇」。
所有権の移転を受ける者「〇〇〇〇」、売買価格「〇〇〇〇」。
以上です。

議長 地元委員の説明を求めます。

18番 番号89について説明します。売り手の「〇〇〇〇」さん。当日、お隣の旦那さんである「〇〇〇〇」さん、農業委員さんが代理でこられてまして、売りという運びになっております。買い手の「〇〇〇〇」さん、私の30数年来の知り合いでございまして、現在この土地はクーラーブロックの私の担当の場所でもありまして何か綺麗に管理されている状態で、今回売買の運びとなりました。何ら問題ないと思いますので、よろしく申し上げます。

議長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委員 (意見、質問等なし)

議長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委員 (異議なく承認)

議長 それでは承認することといたします。

(19番 柴田 紳一郎委員 着席)

議長 続きまして、議案第51号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」、「利用権設定」を上程いたします。番号105について事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、議案第51号、番号105について説明します。
農地の所在、「〇〇〇〇」、地目、現況、「樹園地」、面積、「2,704 m²」、他、9筆、計「10,357 m²」、新規の賃貸借です。
利用権を設定する者「〇〇〇〇」。
利用権の設定を受ける者「〇〇〇〇」、使用貸借となっております。
以上です。

議長 地元委員の説明を求めます。

4番 番号105について説明します。これ、利用権設定貸借になります。貸し手の「〇〇〇〇」さん、〇〇歳。高齢のため、子供さんであります「〇〇〇〇」さんが畑を管理、任されておられたようです。借り手の「〇〇〇〇」さん、〇〇歳。借り手の「〇〇〇〇」さんは、現在、「〇〇〇〇」で、約3年前から勤務されておられまして、この方は、Iターンの新規就農者で、今の会社を令和7年2月末で退職し、3月から独立すると聞かされております。そして独立するために農地を探していたところ、「〇〇〇〇」さんから、借りることができるようになったということで、機具や倉庫すべて「〇〇〇〇」さんから借りる話になっており、「〇〇〇〇」からも退職後にサポートしてもらえるとのことを聞いておりますので、何ら問題ないと思いますので、よろしく申し上げます。

議長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することといたします。

議 長 続きまして、番号 106 について事務局の説明を求めます。

事 務 局 番号 106 について説明します。農地の所在、「〇〇〇〇」、地目、現況、「樹園地」、面積、「6,582 m²」、新規の賃貸借です。
利用権を設定する者「〇〇〇〇」。
利用権の設定を受ける者「〇〇〇〇」、賃貸借、年「〇〇〇〇」。
以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

1 4 番 番号 106 について説明します。「〇〇〇〇」さんは農業をされておりませんで、この土地は、「〇〇〇〇」さんのお父さんの代から、耕作されていたそうです。「〇〇〇〇」さんから借りてそうされていたそうですが、代替りで、「〇〇〇〇」さんがするようになったので新規ということになっておるようです。何ら問題ないと思いますので、よろしくをお願いします。

議 長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することといたします。

議 長 続きまして、報告第 12 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による届け出について」番号 49 について事務局の説明を求めます。

事務局 それでは説明します。番号 49、農地の所在、「〇〇〇〇」、地目、現況、「樹園地」、面積、「6,582 m²」。
賃貸人「〇〇〇〇」。
賃借人「〇〇〇〇」。
解約の理由「他の者と貸借契約をするため」であります。
以降の案件については説明を省略します。
以上です。

議 長 報告事項でありますので、以上で終わります。

議 長 続きまして協議、連絡事項に移りたいと思います。

（協議事項について説明及び審議）

議 長 それでは以上をもちまして農業委員会総会を終了します。

6. 閉会 13時55分

以上会議の顛末を記録してその相違ないことを証するためにここに署名する。

令和6年11月27日

会 長 菊 池 眞 策

議事録署名人 菊 池 眞 策

議事録署名人 樋 田 都